令 和 2 年 12 月 1 日
広 島 県 報 号 外 第 79 号

愛媛県からの入漁に係る広島県漁業調整規則第 11 条の規定に基づく制限措置など

令和２年広島県告示第 1168 号の別冊

１　許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

（1）瀬戸内海機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
二そういわし船びき網漁業	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面	６月10日から12月31日まで	―	10トン未満	０（許可を受けている船舶の数：４）	広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって，愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。

（2）小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第２種えびこぎ網漁業	八木灘（別記１の海面をいう。）	１月１日から12月31日まで	―	５トン未満	０（許可を受けている船舶の数：２）	広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって，愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。
手繰第２種自家用餌料びき網漁業	豊田郡大崎上島町の旧木江町地先海面（別記２の海面をいう。以下同じ。）				０（許可を受けている船舶の数：10）	
	呉市豊町地先海面（別記３の海面をいう。）及び豊田郡大崎上島町の旧木江町地先海面				０（許可を受けている船舶の数：10）	

（3）ごち網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格

一そうローラーごち網漁業	竹原市，呉市川尻町・豊浜町・豊町・安浦町，東広島市，豊田郡大崎上島町，三原市幸崎町・鷺浦町及び尾道市瀬戸田町地先海面	３月１日から12月31日まで	48キロワット（15馬力）以下	５トン未満	０（許可を受けている船舶の数：６）	広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって，愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(4) さわら流し刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網漁業	安居島原海面（別記４の海域をいう。以下同じ。）	５月１日から７月20日まで	定めない	定めない	０（許可を受けている船舶の数：47）	広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって，愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。
	甲島原海面（別記５の海域をいう。以同じ。）	５月１日から７月31日まで	定めない	定めない	０（許可を受けている船舶の数：21）	
	安居島原海面及び甲島原海面	安居島原：５月１日から７月20日まで 甲島原：５月１日から７月31日まで	定めない	定めない	０（許可を受けている船舶の数：５）	
	八木灘（別記６の海域をいう。）	５月１日から６月30日まで	定めない	定めない	０（許可を受けている船舶の数：３）	

(5) たこつぼ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格

たこ壺漁業	白石（二ツ石）東北海面の協定区域及び小館場島北端から亀ヶ首鼻を結ぶ線以南の海面	１月１日から12月31日まで	定めない	定めない	０（許可を受けている船舶の数：０）	広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって，愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(6) 延なわ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たい・はも･あなごはえなわ漁業	安居島原海面及び呉市下蒲刈島，上蒲刈島，豊島及び大崎下島の南側海面	１月１日から12月31日まで	定めない	５トン以上	０（許可を受けている船舶の数：１）	広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって，愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。
ふぐはえなわ漁業		10月１日から翌3月31日まで			０（許可を受けている船舶の数：１）	

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めない。

３　条件

(1) 二そういわし船びき網漁業

ア　日没から日の出までは，操業してはならない。

イ　つぼ網の定置箇所から，1,000メートル以内の区域では操業してはならない。

ウ　袋網の網目は，もじ網50センチメートルにつき80経（羽）より荒いものを使用してはならない。

エ　いわし以外を漁獲目的としてはならない。

(2) えびこぎ網漁業

ア　第１種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から 50 メートル以内の区域では，操業してはならない。

イ　14メートル以上のビームを使用してはならない。

ウ　ビームと手木の部分との間を６メートル以上離してはならない。

エ　ビームと手木は，直結してはならない。

オ　ビームが，操業中に海底をかく役目をするものであってはならない。

カ　沈子綱のほかにオドシを取りつけてはならない。

キ　曳綱（又綱）は，ビームと連結しなければならない。

ク　浮子綱（上綱）は，ビームにかぶさってはならない。

ケ　手木の部分の高さ又は袖網の袖口（沈子綱から浮子綱までの高さをいう。）が１メートル以下でなければならない。

コ　12月１日から翌年３月31日以外は，ビームは金属製のものを使用してはならない。

(3) 自家用餌料びき網漁業

ア　袋網の網目は，16節（2.0センチメートル）より細かいものでなければならない。

イ　この許可により採捕した漁獲物は販売してはならない。

ウ　第１種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では，操業してはならない。

エ　大崎上島地先海域では午後10時から午前３時までは，操業してはならない。

(4) さわら流し刺し網網漁業

ア　共通

(ｱ) 網丈は，25 メートル以内でなければならない。

(ｲ) 網目は，9.09 センチメートル（３寸）より荒く，13.03 センチメートル（４寸３分）より細かくなければならない。

(ｳ) 網（浮子方）は，水面下５メートル以深に敷設しなければならない。

イ　安居島原海面及び甲島原海面

(ｴ) 午前５時から午後６時までの間は，操業してはならない。

ウ　八木灘

(ｴ) 操業を行う場合は，操業燈及び操業旗章を掲げなければならない。

(ｵ) 網の長さは，600 メートルを超えてはならない。

(ｶ) 操業は，次に掲げる日の午後６時から翌日の午前５時までの間に行わなければならない。

５月の偶数日
６月の奇数日

(5) はえなわ漁業

ふぐはえなわ漁業にあっては，浮きはえなわ漁具（浮子によって海面から吊るして使用するはえなわ漁具）を使用してはならない。

別記（操業区域）

１　別記１　八木灘（えびこぎ網漁業）

次のア，イ，ウ，エを順次結んだ３直線以北，オ，カを結んだ直線以西の広島県海面

ア　呉市川尻町犬戻ヶ鼻

イ　〃　柏島南端

ウ　〃　豊浜町三角島北西端

エ　愛媛県岡村島北端

オ　最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

カ　愛媛県大三島鳥取鼻

ただし，改正前の規則第 40 条別表第２の３及び５の禁止区域（別記７）及び第 41 条別表第３の２の禁止期間における禁止区域（別記８）を除く。

２　別記２　豊田郡大崎上島町地先海面（自家用餌料びき網漁業）

次のア，イ，ウ，エ，オ，アを順次結んだ５直線によって囲まれた海域並びにキ，ク，ケ，コ，サ，シ，キを順次結んだ６直線によって囲まれた海域

ア　豊田郡大崎上島町明石香勾鼻から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線上400メートルの点

イ　豊田郡大崎上島町明石香勾鼻から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線と同町明石香勾鼻から同県岡村島戸町鼻を見通す線上その中央点からウを見通す線との交点

ウ　豊田郡大崎上島町黒崎鼻から179度の線と愛媛県岡村島正月鼻からカを見通す線との交点

エ　豊田郡大崎上島町音ケ鼻から愛媛県小大下島明神鼻を見通す線とウからカを見通す線との交点

オ　豊田郡大崎上島町音ケ鼻から愛媛県小大下島明神鼻を見通す線上700メートルの点

カ　豊田郡大崎上島町中の鼻から愛媛県大下島ナブチ鼻を見通す線上その中央点

キ　豊田郡大崎上島町チシヤゴ礁

ク　豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県福島西端を見通す線上その中央点

ケ　豊田郡大崎上島町沖浦野賀の鼻から愛援県福島西端を見通す線と同町沖浦中の鼻から同県神殿島の高を見通す線との交点

コ　豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県神殿島西端を見通す線上2,000メートルの点

サ　豊田郡大崎上島町木江一文字灯台から愛媛県大横島西端を見通す線上1,400メートルの点

シ　豊田郡大崎上島町木江一文字灯台から愛媛県大横島西端を見通す線上1,000メートルの点

３　別記３　呉市豊町地先海面（自家用餌料びき網漁業）

次のア，イを結んだ直線，ウ，エ，オを順次結んだ２直線，カ，キを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県海域

ア　愛媛県岡村島戸町鼻

イ　呉市豊町大島北東端

ウ　呉市豊町大島北端

エ　呉市豊町平羅島北端

オ　呉市豊町初崎の鼻

カ　呉市豊町御手洗北東端

キ　愛媛県岡村島観音崎突端

４　別記４　安居島原海面（さわら流し刺し網漁業）

次のア，イ，ウを順次結んだ２直線，エ，オ，カ，キ，ク，ケ，コを順次結んだ６直線，ケからコを見通す延長線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域。なお，広島・愛媛緩衝海域を含む。

ア　呉市倉橋町白石（三ツ石）中央

イ　呉市倉橋町亀ケ首東端

ウ　呉市情島南端

エ　呉市情島北端

オ　エから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からカを見通す線との交点

カ　呉市広黄幡町石ケ鼻

キ　呉市下蒲刈町下黒島南端

ク　呉市下蒲刈町上黒島南端

ケ　呉市蒲刈町黒鼻

コ　呉市豊浜町斎島西端

５　別記５　甲島原海面（さわら流し刺し網漁業）

次のア，イ，ウを順次結んだ２直線，エ，オ，カ，キ，クを順次結んだ４直線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域。なお，広島・愛媛緩衝海域を含む。

ア　小瀬川河口における広島県と山口県との境界点

イ　江田島市沖美町入鹿鼻

ウ　江田島市沖美町大黒神島押島鼻

エ　江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻

オ　江田島市大柿町長島南端

カ　呉市倉橋町黒島西端

キ　呉市倉橋町横島南端

ク　呉市倉橋町白石（三ツ石）中央

６　別記６　八木灘（さわら流し刺し網）

次のア，イ，ウ，エを順次結んだ三直線，オ，カ，キ，クを順次結んだ三直線，ケ，コ，サ，シを順次結んだ三直線，ス，セ，ソ，タを順次結んだ三直線，タ，チを呉市三角島北側距岸五百メートルで結んだ線，チ，ツを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア　呉市川尻町柏島北端

イ　呉市安浦町横島南端

ウ　東広島市安芸津町小芝島南端

エ　東広島市安芸津町大芝島荒神鼻（南端）

オ　東広島市安芸津町大芝島おしかけの鼻（南東端）

カ　東広島市安芸津町唐船島南端

キ　竹原市碇島灯台

ク　竹原市阿波島源氏ケ鼻（北端）

ケ　竹原市阿波島白馬岬（南端）

コ　豊田郡大崎上島町契島北端
サ　豊田郡大崎上島町臼島山尾崎（北端）
シ　豊田郡大崎上島町長島北端
ス　豊田郡大崎上島町長島西端
セ　豊田郡大崎上島町津久賀島北西端
ソ　豊田郡大崎上島町来島東端
タ　呉市豊町三角島堤の鼻（北東端）からソを見通す線上500メートルの点
チ　呉市豊浜町三角島西端（長崎鼻）からツを見通す線上500メートルの点
ツ　呉市川尻町柏島南東端

7　別記７　改正前の規則第40条別表第２の３及び５の禁止区域

漁業種類	禁　止　区　域
小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業	3　次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・クを順次結んだ７直線，ケ・コを結んだ直線及び最大高潮時海岸線との間の広島県の海域。ただし，サ・シ・ス・セ・ソを順次結んだ４直線，タ・チ・ツ・テ・ト・ナ・ニを順次結んだ６直線，ニ・ヌを呉市豊町三角島の北回りに距岸 500 メートルで結んだ線，ヌ・ネを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにノ・ハ・ヒ・フを順次結んだ３直線，ヘ・ホ・マ・ミ・ム・メ・モ・ヤ・ヰ・ユ・ヱを順次結んだ 10 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く。 ア　呉市広黄幡町石ケ鼻南端 イ　アから呉市音戸町小アジワ島の高を見通す線上 500 メートルの点 ウ　アからエを見通す線と呉市広町における距岸 500 メートルの線との交点 エ　呉市下蒲刈町下黒島南端 オ　エから呉市豊浜町鴨瀬燈標を見通す線と同町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線との交点 カ　呉市豊浜町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線上 500 メートルの点 キ　呉市豊浜町斎島西端からクを見通す線上 500 メートルの点 ク　愛媛県小安居島北端 ケ　竹原市と三原市との最大高潮時海岸線における境界 コ　愛媛県大三島鳥取鼻 サ　呉市川尻町柏島北端 シ　呉市安浦町横島南東端 ス　呉市安浦町馬島南東の下碇磯灯標 セ　東広島市安芸津町小芝島南端 ソ　東広島市安芸津町大芝島南端 タ　東広島市安芸津町大芝島南東端 チ　東広島市安芸津町ホボロ島南端 ツ　東広島市安芸津町唐船島南西端 テ　豊田郡大崎上島町長島西端 ト　豊田郡大崎上島町七々見塚崎 ナ　トから呉市豊町鍋島西端を見通す線と同町三角島北東端か

	ら豊田郡大崎上島町草木丸子鼻の西端を見通す線との交点 ニ　呉市豊町三角島北東端から豊田郡大崎上島町草木丸子鼻西端を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点 ヌ　呉市豊浜町三角島北西端からネを見通す線と距岸 500 メートルの線との交点 ネ　呉市川尻町柏島南端 ノ　豊田郡大崎上島町鮴崎の鼻 ハ　豊田郡大崎上島町佐組島東端 ヒ　竹原市阿波島南端 フ　竹原市小久野島北端 ヘ　竹原市小久野島南端 ホ　ヘから愛媛県松島東端を見通す線上その中央点 マ　ノから竹原市忠海町冠山の高を見通す線とヘから豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線との交点 ミ　愛媛県松島南西端から豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線上 1，000 メートルの点 ム　豊田郡大崎上島町鮴崎灯台から愛媛県大三島石塔鼻を見通す線上その中央点 メ　フから豊田郡大崎上島町中の鼻灯台を見通す線と同町木江木江港一文字防波堤灯台から愛媛県大三島鷲ケ頭山を見通す線との交点 モ　豊田郡大崎上島町木江木江港一文字防波堤灯台から愛媛県大三島町浦戸楠山の高（167 メートル）を見通す線と同郡大崎上島町中の鼻から同県神殿島南端を見通す線との交点 ヤ　豊田郡大崎上島町野賀の鼻から愛媛県福島西端を見通す線と同町中の鼻から同県神殿島南端を見通す線との交点 ヰ　豊田郡大崎上島町中の浦鼻から愛媛県福島西端を見通す線上 800 メートルの点 ユ　ヱから愛媛県大横島西端を見通す線上 1,000 メートルの点 ヱ　豊田郡大崎上島町一貫目鼻
	5　大竹市阿多田島（同市猪子島を含む。），同市白石（一ツ石），呉市倉橋町白石（三ツ石），同市情島，同市下蒲刈町下黒島，同町上黒島，同市豊浜町白石（二ツ石），福山市内海町当木島，同市走島（同市加治屋島を含む。），同市宇治島，同市袴島の距岸 500 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びに尾道市向東町加島の距岸 200 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし，３の海域を除く。

8　別記８　改正前の規則第 41 条別表第３の２の禁止期間における禁止区域

漁業種類	禁止期間	禁　止　区　域
小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業	２月１日から６月14日まで	二　次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オ・アを順次結んだ３直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア　東広島市安芸津町小芝島南端 イ　東広島市安芸津町大芝島南端 ウ　東広島市安芸津町大芝島南東端 エ　東広島市安芸津町ホボロ島南端 オ　東広島市安芸津町唐船島南西端